

尾道系崎港錨地一覽



番号	錨地コード	錨地名	位置	位置区分		錨泊能力		
				危険物港区内	危険物港区外	重量トン数	長さ	水深
①	1K01A	第5区 K-04錨地	尾道系崎港第5区 (木原沖大鯨島北端から240度400メートル)	○		5,000t	100m	10.0m
②	1K03A	第5区 K-12錨地	尾道系崎港第5区 (木原沖大鯨島北端から240度1200メートル)	○		20,000t	200m	23.0m
③	1K05A	第5区 K-08錨地	尾道系崎港第5区 (木原沖大鯨島北端から230度800メートル)	○		10,000t	150m	24.0m
④	1I06A	第6区 I-08錨地	尾道系崎港第6区 (三原市犬吠山山頂から80度2400メートル)		○	20,000t	200m	24.0m

令和6年12月6日
尾道海上保安部交通課

尾道地区 海事関係者 各位

尾道糸崎港（第5区及び第6区）内の錨地について

尾道糸崎港における航行安全行政につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別紙記載の尾道糸崎港（第5区及び第6区）内の錨地は尾道糸崎地区の海事関係者の合意のもと、設定された任意の錨地であり、港則法第5条第3項に基づく港長が指定する錨地ではありません。

しかしながら、当該錨地の使用につきましては、関係船舶が安全に待機できるよう、海事関係者の合意により予め船舶代理店等から海上保安部へ錨地の使用予定の連絡をいただくとともに、海上保安部から錨地の使用状況等をお伝えしているところです（※錨地の使用予定を把握しているものであり、錨泊場所を指定しているものではありません）。

今般、上記の連絡がないまま投錨している船舶が存在したため、事前連絡済の船舶等から投錨ができないとの問合せ（苦情）が数件、海上保安部に寄せられています。

今後も上記の連絡がなされず錨地を使用する船舶があった場合、港内の船舶交通の安全に支障を来すこととなり、無用なトラブルにも繋がる虞がありますので、別紙記載の錨地を使用する場合は、確実に海上保安部に事前連絡等をしていただくとともに、関係船舶に対しても錨地の使用方法について周知徹底いただくよう、よろしく申し上げます。

また、上記のとおり、当該錨地は、任意の錨地でありますので、錨地の使用の調整につきましては、使用される関係者間におかれまして、実施していただくようお願いいたします（※港則法第21条の規定に基づき、危険物積載船の停泊について、尾道糸崎港長が停泊場所（錨地）の指定をした場合を除きます）。

尾道糸崎港（第5及び6区）内の錨地の位置等



番号	①	②	③	④
港区	第5区	第5区	第5区	第6区
錨地	K-04	K-12	K-08	I-08
	木原沖	木原沖	木原沖	糸崎沖
位置	大鯨島北端から 240度約400m	大鯨島北端から 240度約1,200m	大鯨島北端から 230度約800m	犬吠山山頂から 80度約2,400m
北緯	34度23分06秒	34度22分53秒	34度22分56秒	34度22分47秒
東経	133度08分33秒	133度08分06秒	133度08分22秒	133度06分27秒
能力	5,000DWT	20,000DWT	10,000DWT	20,000DWT
	長さ100m	長さ200m	長さ150m	長さ200m
	水深10.0m	水深23.0m	水深24.0m	水深24.0m

<本件に係る問合せ先：尾道海上保安部交通課 電話 0848 (22) 2109>